

○総務省告示第三百三十二号

工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）第八条の規定に基づき、総務大臣が別に告示して指定する者を次のように定める。

令和二年四月八日

総務大臣 高市 早苗

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和二年三月二十八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のため、平成二十九年五月二十八日に実施された工事担任者試験において合格点を得た試験科目のある者であつて、令和二年五月二十四日に実施される工事担任者試験の申請を行い、かつ、当該試験を受験しなかつたもの